

障害者医療費助成の所得制限について

令和8年10月
名取市健康福祉部社会福祉課

1 誰の所得を確認している？

(1)障害者が20歳未満の場合、保護者(父および母)の所得が「基準額」以下であること。

(2)障害者が20歳以上の場合、本人および同居している家族全員の所得が「基準額」以下であること。

※ ただし、災害で住居が大規模半壊以上の被害を受けた場合や前年より所得が1/2以上減ると見込まれる場合は、基準額を上回っている人がいても助成できる場合があります。

2 「基準額」とはどのように算定するか？

「判定対象となる所得合計」から「控除すべき金額」を引いて計算します。

3 「判定対象となる所得合計」とは何か？

以下の金額の合計とします。

- ・地方税法(以下「法」)第32条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額
- ・法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、
- ・法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額(☆)
- ・法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の合計額

(☆)租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、その額から控除した金額を控除した額。

4 「控除すべき金額」とは何か？

以下の金額の合計とします。

- ・法第34条第1項第1号、第2号、第4号又は第10号に該当する場合…雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額、配偶者特別控除額又は特定親族特別控除額に相当する額
- ・法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者…当該控除の対象となった障害者1人につき27万円(障害者が特別障害者であるときは、40万円)(※1)
- ・法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者(※2)…27万円(その者が同条第3項に規定する寡婦であるときは、35万円)
- ・法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者…27万円
- ・法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者…当該免除に係る所得の額
- ・社会保険料控除…8万円(※3)

(※1):障害者本人が20歳以上の場合、本人が受けている障害者控除等は本人の控除額算定の際対象外とします。

(※2):婚姻によらず親となった後、離別・死別等で一人親になった場合も対象となります。ただし手続きが必要です。

(※3):障害者本人が20歳以上の場合、本人にかかる社会保険料控除は道府県民税の当該金額を適用します。